

# 習志野市 第4次

## 男女共同参画基本計画

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

少子超高齢社会を迎え、家族のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化しています。男女が互いに個人を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、習志野市においても重要な行政課題のひとつです。

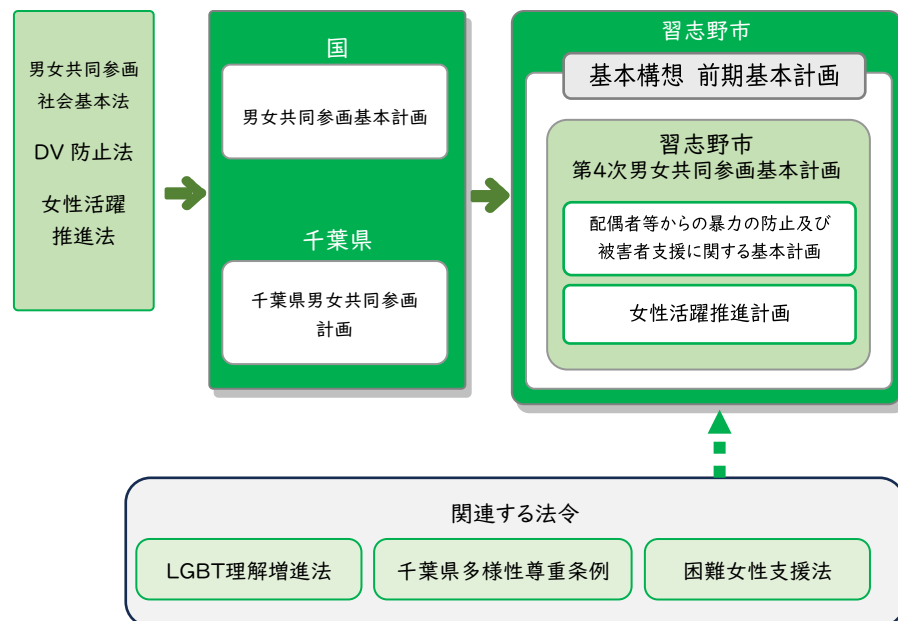
令和8年3月  
習志野市

## 計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会・経済環境は日々変化し、男女共同参画をめぐる課題は複雑化、多様化、高度化しています。このような状況を踏まえ、本市は、より一層の男女共同参画の推進と多様性社会の推進を図るため、多様性の観点を十分に踏まえた「習志野市第4次男女共同参画基本計画」を策定し、DVの防止、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、困難な問題を抱える女性に対する支援等に取り組みます。これらを通して、性別による差別のない男女共同参画社会を実現し、誰もが尊重され、その人らしく活躍できる社会を目指します。

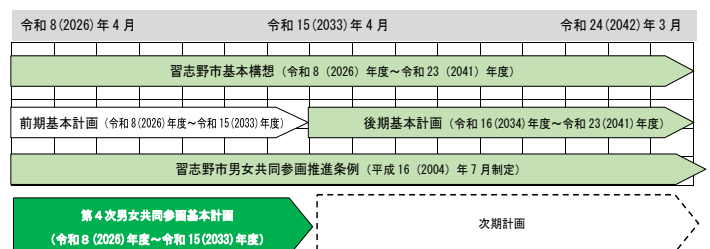
## 計画の位置付け・特徴

- ◆ 本計画は、習志野市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」であると同時に、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられる計画です。
- ◆ また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく計画でもあります。
- ◆ 計画に位置付けた各事業の取り組みを評価することに加え、各基本目標の達成に向けて絶えず方向性を確認し、市民、関係者等が対話しながら協働で取り組みを見直して推進する仕組みを構築しています。



## 計画の期間

令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までを期間として策定する本市の「基本構想」の将来都市像の実現を目指し、上位計画である習志野市前期基本計画の計画期間との整合性を図る観点で、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。



## 計画の将来像

本計画では、男女共同参画をめぐる様々な課題を乗り越え、多様性(ダイバーシティ)の観点を踏まえた本市が目指すべき方向性を示すものとして、将来像を次のとおりとします。

### 誰もが尊重され、その人らしく活躍できる社会

## 基本目標

計画の将来像の実現のため、2つの基本目標を設定します。2つの基本目標は近年の男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や、本市のこれまでの基本計画における取り組みとその成果、今後の多様性社会の推進を見据えて設定するものです。

### 基本目標Ⅰ 全ての個人が尊重される社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。性別にかかわらず、誰もが個人として尊重されなければなりません。固定的な性別役割分担意識を見直して多様性を認め合い、一人ひとりが能力を発揮できる機会が確保されるよう、社会の慣習・慣行や人々の意識等の変革を促進します。あわせて、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

#### 成果目標

- 誰もが互いの人権を尊重し合い、全ての人の平等が確保されます。
- 誰もが困難を抱え込まず、みんなで支え合って生活することができます。

### 基本目標Ⅱ 仕事と生活が調和し、誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

市及び事業所の政策・方針決定過程への女性のさらなる参画を通して、性別を問わず誰もが自ら希望する分野に参画し、活動できる社会の形成を目指します。また、働く場における男女の機会均等を促し、家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て・介護支援の充実を図ります。さらに、地域の魅力や活力を高め、男女双方の家庭・地域への参画とまちづくりにおける男女共同参画の実現を促します。

#### 成果目標

- 家庭・地域から方針や意思決定の場まで、あらゆる分野で男女が共に参画し、多様な視点が入り入れられます。
- 誰もが健やかに過ごすとともに、仕事と生活を調和させ、自身の希望通り家庭や社会で活躍しています。

# 計画の体系

## 基本目標

## 課題

## 施策の方向

Ⅰ 全ての個人が尊重される社会づくり

1 多様性尊重の意識の醸成

- ① 男女共同参画の意識啓発と多様性の尊重
- ② 男女共同参画に関する情報収集と調査研究
- ③ 国際交流を通じた男女平等意識への理解の促進
- ④ 多様な性を尊重する意識啓発と制度の運用
- ⑤ 防災活動における女性参画への理解の促進 **【重点施策】**

2 多様な選択を可能とする教育・学習の充実

- ① 就学前における男女平等の意識啓発
- ② 学校における男女平等の意識啓発
- ③ 家庭、地域における男女共同参画及び多様性の意識啓発

3 人権侵害のない環境の整備

- ① 暴力・人権侵害のない環境づくり
- ② 暴力・人権侵害の根絶に向けた取り組みの推進
- ③ DV防止の広報・啓発
- ④ DV被害者が安心して相談できる体制の整備 **【重点施策】**
- ⑤ DV被害者の生活再建に向けた支援
- ⑥ DVに対応する関係機関等との連携・協力
- ⑦ 困難に直面する女性等への支援
- ⑧ 高齢者・障がいのある人・外国人等への意識啓発と支援

Ⅱ 仕事と生活が調和し、誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

1 働く場や市政における多様性の確保

- ① 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の促進
- ② 農業従事者、自営業等における男女共同参画の促進
- ③ 女性の起業、再チャレンジ支援
- ④ 市政における女性の参画の推進 **【重点施策】**
- ⑤ 事業所等における多様性の促進 **【重点施策】**
- ⑥ 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進 **【重点施策】**

2 家庭・地域への参画とまちづくりにおける多様性の推進

- ① 家庭生活・地域生活への参画促進
- ② 地域活動における男女共同参画の促進
- ③ 家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援 **【重点施策】**
- ④ 多様な視点を取り入れた防災・災害対応の活動

3 生涯にわたる健康維持への支援

- ① 生涯にわたる健康維持への情報提供と相談の充実 **【重点施策】**
- ② 安心して妊娠・出産できる環境に向けた支援

## 重点施策

この計画期間中においては、以下の施策の方向を重点的に取り組みます。

### 1 防災活動における女性参画への理解の促進

令和6(2024)年元日に発生した能登半島地震をはじめ、近年のわが国では地震や台風等の自然災害が多く発生しています。平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となること、女性は防災・復興の主体的な担い手であることから、防災活動における女性の参画促進に重点的に取り組みます。

### 2 DV被害者が安心して相談できる体制の整備

配偶者・パートナーの間に生じる暴力(DV)は、被害者の命に危険が及ぶこともある人権侵害です。DV被害の深刻化を防ぐためには、早期に被害者を発見して相談につなげることが重要です。DV被害者が安心して相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、庁内関係部署や関係機関と連携を図りながら、相談窓口の利便性向上など相談体制の整備に重点的に取り組みます。

### 3 市政における女性の参画の推進

多様な意見が社会の政策・方針決定過程に公平・公正に反映されるためには、あらゆる分野において男女が共に参画する機会が確保されることが必要です。近年、本市の審議会等における女性委員や市職員の管理職に占める女性職員割合が20%程度にとどまっていることから、市政における女性参画のさらなる推進に取り組みます。

### 4 事業所等における多様性の促進

少子高齢化と人口減少に伴う労働力不足が顕在化する中で、女性をはじめとした多様な人々が活躍できる社会の実現が重要となっています。誰もが多様で柔軟な働き方が選択でき、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等の多様な人々が活躍できるよう、事業所等における多様性の促進に取り組みます。

### 5 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスは、職場、家庭、地域社会といった幅広い領域にわたることから、誰もがその人らしく活躍できる社会を実現する上で大きな影響力があります。仕事と子育て・介護の両立支援制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスの意識啓発など、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。

### 6 家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でライフステージに応じた多様な生き方を選択・実現できる社会です。誰もが働きながら家庭生活・地域活動へ参画できる環境を整備するため、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

### 7 生涯にわたる健康維持への情報提供と相談の充実

男女とも自身の身体について正しい知識・情報を得て、ライフステージに応じて主体的に健康維持のために取り組むことが重要です。健診の情報提供や健康教育・健康相談の充実、性感染症やエイズ予防の啓発等を行います。

# 基本目標 I

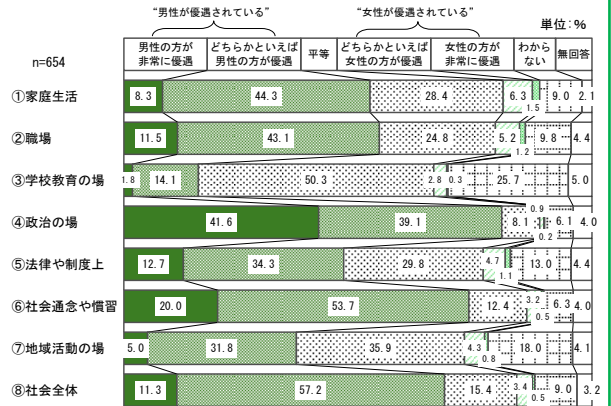
## 課題1 多様性尊重の意識の醸成

多様性を尊重する意識を醸成し、社会的性別（ジェンダー）の視点を養い、男女共同参画の意識啓発を図るとともに、国際的視野に立った男女平等意識の理解を促進します。また、令和4（2022）年度創設の「習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の円滑な運用を図ります。あわせて、防災訓練や研修会等を実施し、女性の視点や性の多様性に関する避難所運営の課題点を踏まえ、意識啓発を行います。

### 施策の方向

- ① 男女共同参画の意識啓発と多様性の尊重
- ② 男女共同参画に関する情報収集と調査研究
- ③ 国際交流を通じた男女平等意識への理解の促進
- ④ 多様な性を尊重する意識啓発と制度の運用
- ⑤ 防災活動における女性参画への理解の促進 **重点施策**

### 男女の地位の平等感（習志野市）



【資料】習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和7（2025）年3月）

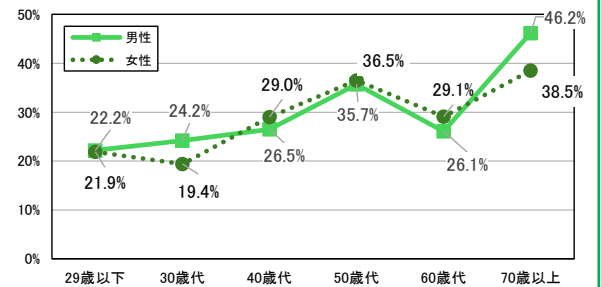
## 課題2 多様な選択を可能とする教育・学習の充実

学校で性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うとともに、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により性別で差別することがないように、教職員の男女共同参画に関する研修への参加を促進します。また、家庭や地域において、生涯を通じて多様性尊重の意識が高められる学習機会の確保を図ります。

### 施策の方向

- ① 就学前における男女平等の意識啓発
- ② 学校における男女平等の意識啓発
- ③ 家庭、地域における男女共同参画及び多様性の意識啓発

### 男女平等について話し合ったり学習したことがない人の割合（習志野市）



【資料】習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和7（2025）年3月）

## 課題3 人権侵害のない環境の整備

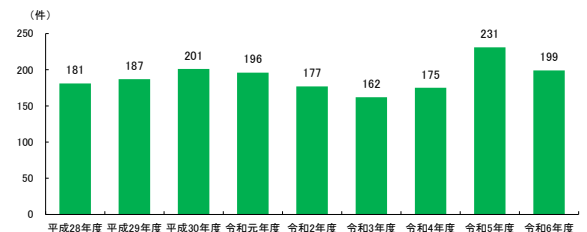
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、DV等の発生を防止し被害を根絶するため、暴力防止教育や意識啓発に積極的に取り組みます。併せて、相談窓口の周知や相談・支援に携わる職員の専門性の向上を図り、被害者に寄り添った相談対応の充実に努め、個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、千葉県や様々な関係機関・民間団体等と連携して、困難な問題を抱える女性の支援に関する相談支援の充実や資質の向上等の取り組みを進めます。

### 施策の方向

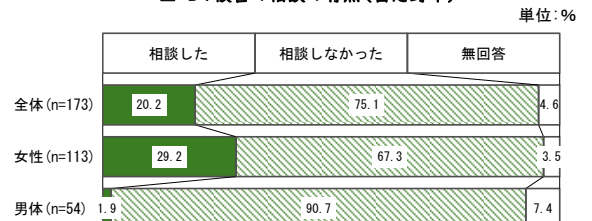
- ① 暴力・人権侵害のない環境づくり
- ② 暴力・人権侵害の根絶に向けた取り組みの推進
- ③ DV防止の広報・啓発【DV防止法】
- ④ DV被害者が安心して相談できる体制の整備【DV防止法】 **重点施策**
- ⑤ DV被害者の生活再建に向けた支援【DV防止法】
- ⑥ DVに対応する関係機関等との連携・協力【DV防止法】
- ⑦ 困難に直面する女性等への支援
- ⑧ 高齢者・障がいのある人・外国人等への意識啓発と支援

### 習志野市のDV相談件数の推移



【資料】習志野市資料

### DV被害者の相談の有無（習志野市）



【資料】習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和7（2025）年3月）

## 課題1 働く場や市政における多様性の確保

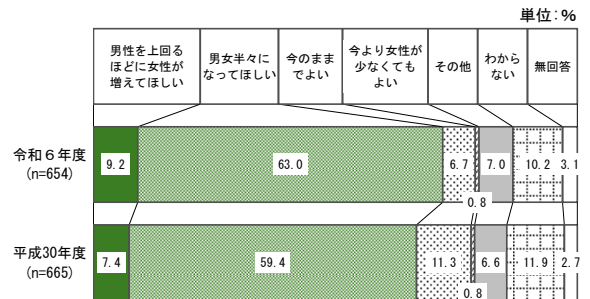
多様で柔軟な働き方が選択でき、女性をはじめとした多様な人々が活躍できるよう、事業所等におけるさらなる多様性の促進に取り組むとともに、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みのさらなる強化を促します。

政策・方針決定過程に男女が共に参画する機会が確保されることにより、政策や方針に多様な意見を反映され、男女共に責任を分かち合いながら社会が成長していくことにつながります。市政における女性参画のさらなる推進を図ります。

### 施策の方向

- ① 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の促進
- ② 農業従事者、自営業等における男女共同参画の促進
- ③ 女性の起業、再チャレンジ支援
- ④ 市政における女性の参画の推進 **重点施策**
- ⑤ 事業所等における多様性の促進 **重点施策**
- ⑥ 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進 **重点施策**

■ 政策決定の場における女性の参画について(習志野市)



【資料】習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和7(2025)年3月)

## 課題2 家庭・地域への参画とまちづくりにおける多様性の推進

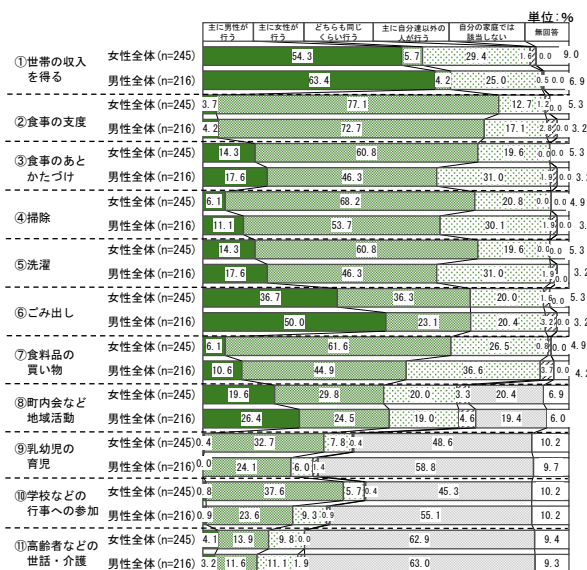
男性の家庭や地域活動への参加を促しつつ、地域活動に参加していない人々に対する参加促進、女性の参画が少ない活動や分野への積極的な女性の参画促進を通して、男女双方が家庭・地域で活躍できる社会づくりを図ります。また、誰もが自らの希望する生き方が選択できるよう、家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援の充実、特に男性の育児休業の取得促進を図ります。

防災については、平常時の備えから避難、復旧・復興の各段階における多様性配慮、とりわけ男女共同参画の視点を欠かすことのない仕組みづくりを進めます。

### 施策の方向

- ① 家庭生活・地域生活への参画促進
- ② 地域活動における男女共同参画の促進
- ③ 家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援 **重点施策**
- ④ 多様な視点を取り入れた防災・災害対応の活動

■ 家庭生活における担当(男女別)(習志野市)



【資料】習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和7(2025)年3月)

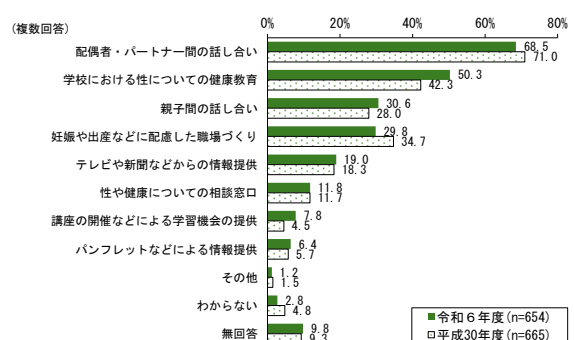
## 課題3 生涯にわたる健康維持への支援

健康教育、相談体制の充実とともに、ライフステージに応じた啓発活動や支援の充実を図ります。また、妊娠・出産を希望する女性が安心して妊娠・出産できるよう、心身の状態に応じて必要なサポートを提供します。

### 施策の方向

- ① 生涯にわたる健康維持への情報提供と相談の充実
- ② 安心して妊娠・出産できる環境に向けた支援

■ 男女が互いの性や健康について理解しあうために大切なこと(習志野市)



【資料】習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和7(2025)年3月)

## 主な成果指標

本市は、取り組みの結果実現する8年後の“男女共同参画社会”、ひいては“多様性社会の姿”を具体的に「成果目標（アウトカム）」として位置付けます（2ページ参照）。また、重点施策を中心に積極的な取り組みの実施を通して成果目標（アウトカム）の達成を目指す観点から、7つの重点施策それぞれに対応した成果指標を設定します。主な成果指標は次のとおりです。

重点施策	指標名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)
1	防災会議など方針決定の場への女性の参画	防災や災害からの復興を考えた場合、女性の視点を反映するために、防災会議など方針決定の場への女性の参画が必要だと思う人	51.7% (令和7年3月)	53% (令和15年度)
2	DVの被害経験	DVの被害経験が過去に「何度もあった」「1、2度あった」とする人	26.5% (令和7年3月)	21% (令和15年度)
3	市の審議会等委員における男女比率	市の審議会等における女性委員数の比率	33.4% (令和7年4月)	どちらかの性が40%以上60%以下 (令和15年度)
		市の審議会等の設置及び運営等に関する指針の基準を満たしている審議会等の割合	26.4% (19/72審議会等) (令和7年4月)	29% (令和15年度)
	女性管理職割合（習志野市役所）	習志野市役所における女性管理職割合	21.7% (令和7年4月)	30.0% (令和15年度)
	女性管理職がいる事業所	市内事業所における女性管理職（事業所数・割合）	110事業所 (58.8%) (令和7年3月)	60% (令和15年度)
4	事業所のダイバーシティ（人材の多様性）人員構成（性別、国籍、雇用形態など）の多様化	5年前と比べて人員構成（性別、国籍、雇用形態など）が「かなり多様化している」「ある程度多様化している」とした事業所	16.5% (令和7年3月)	上昇 (令和15年度)
5	従業員が余暇活動の時間（地域活動・文化活動・趣味の活動）をおおよそ持っている事業所	従業員が余暇活動の時間（地域活動・文化活動・趣味の活動）をおおよそ持っている市内事業所の割合	65.0% (令和7年3月)	68% (令和15年度)
	従業員のやりがいを引き出すための具体的な取り組みをしている事業所	従業員のやりがいを引き出すための具体的な取り組みをしている市内事業所の割合	31.6% (令和7年3月)	48% (令和15年度)
6	子育て支援・介護支援の導入状況	市内事業所における支援制度の状況：配偶者出産休暇制度が「制度があり利用者がいる」「制度はあるが利用者がいない」とする事業所	39.8% (令和7年3月)	53% (令和15年度)
		市内事業所における支援制度の状況：始業・終業時間の繰上げ・繰下げが「制度があり利用者がいる」「制度はあるが利用者がいない」とする事業所	32.4% (令和7年3月)	57% (令和15年度)
7	生涯にわたる健康維持への支援	生涯にわたる健康維持への支援を重要だと思う人（「重要」「まあ重要」の割合）	86.1% (令和7年3月)	上昇 (令和15年度)

### 習志野市第4次男女共同参画基本計画 概要版

令和8年3月発行

【編集・発行】習志野市協働経済部多様性社会推進課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

☎047-451-1151（内線 265・266） 📠047-453-5578

<https://www.city.narashino.lg.jp/>

